

## ポケドラ訴訟について

当社は株式会社佐津川モールド（以下、佐津川という。）とポケドラの金型製作とポケドラ部品製品の製造請負契約をした。

佐津川は約束した期日までにポケドラ製品を納品しませんでした。\*令和5年（レ）第171号 慰謝料控訴請求事件判決（令和6年2月13日付、判決確定）、令和4年（ワ）第305号 金型代金等請求本訴事件（令和6年10月1日付、1審判決）で認定。

佐津川は豊橋信用金庫職員2名が立会いをした協議の場で納期遅延を認め、遅延損害金の支払いをする旨の発言を佐津川会長がしました。後日、佐津川会長から書簡にて遅延損害金を支払う意思表示を示していましたが、弁護士に相談後、突然、佐津川は「納期は決めていなかった。」と虚偽の主張。金型残代金や別契約と主張するトライ費、運搬費、改修費などを請求する訴え（請負代金支払請求事件）を起こしました。\*民事調停申立は令和4年6月27日付、原告は佐津川モールド佐津川智規社長。

・1審判決（令和6年10月1日付）\*1審判決まで2年3か月

訴訟において、佐津川は金型残代金と金型修正・改善費用、トライ費、運搬費について支払請求をした。

当社としては、「請負契約における完成はなされていない」、「納期は守られていない」と主張、納期遅延に対して債務不履行および逸失利益を求め、反訴しました。「請負契約における金型の完成がなされたか」、「金型、および製品の納期が守られたか」が争点となっていました。

\*佐津川会長直筆の令和4年2月21日付議事録に記載されているとおり、令和4年4月末までに5000セットの納品合意がされていたことは、令和5年（レ）第171号慰謝料控訴請求事件判決（令和6年2月13日付、判決確定）にて認定された。当初の納期日は令和4年4月30日までに5000セットであったと認定されたことにより、同一案件の訴訟において有効となります。

1審判決において、原告である佐津川側の訴えは**全て棄却**されました。\*判決文参照  
佐津川は当方に対して逸失利益として54万の支払いを命じられました。  
債務不履行であること、納期遅延をしたことが認定されました。

1審判決では、納期日が存在したこと、金型が納期日までに完成していなかったこと、追加費用などは別契約と主張していたが提出された改修見積書はリアルにやり取りされていないこと、追加費用合意がされていないことなど法的請求権がないと判断されました。

1 審判決内容から、納期を決めていなかったと主張＝虚偽の主張であったこと。

追加費用について、改修見積書（提出されているものは7枚）の受け渡しや説明が1つもなかったこと。トライ見積書、納品書の提示も説明も無かったこと。追加費用の請求書（本来は月末締めで請求するところ、どういうわけか、まとめて請求する旨の発言を佐津川智規氏が尋問時に証言した。）すら発行されていない。請求書の発行がされていないのに支払いをしていないと意味のわからない主張をしています。

また、試作トライを10回行っているが9回で改修作業やトライは終了していると虚偽の主張、事実の隠蔽をしました。

以上のことが1 審判決までに判明しました。

準備書面で主張しているいくつかは虚偽の主張であること、改修見積書の捏造、改ざんが弁護士の指示で行われたこと（佐津川会長のメールより）、10回目のトライ隠蔽が行われたことが浮き彫りになりました。

現在、双方が控訴をしています。＊控訴審：令和7年2月6日に行われました。控訴審の内容については、文末に記載します。

控訴審において、佐津川側が提出した控訴理由書と共に提出されたトライ品写真説明において、更なる捏造・改ざんが行われました。

弁論準備手続き中、裁判官とのやりとりや提出した準備書面記載内容など相手弁護士の行動や言動に違和感があり、事実を隠蔽、虚偽の内容を記載する可能性が極めて高いと感じました。長年、教師として生徒指導や保護者対応をしてきた経験から、必ず1回目のトライで形のある成形品が取り出せたと嘘をつき、生産性が確認できたと主張してくると想定していました。

虚偽の主張に備え、予め成形を担当した(有)金田化成、金田豊氏に訴訟開始直後にヒアリングを行い事実確認しました。昨年には後で文章として提出できるようにメールにてT1からT4のトライ状況を金田豊氏に改めて確認していただき証拠として残しておきました。

案の定、佐津川智規氏は証人尋問において、「T1で形のあるトライ品が取り出せた」と虚偽の証言をしました。これは想定内のことで、もしこの証言でT1にトライ品が出来ていたことを裁判所が認めたときに、反撃用に金田氏のメール提出を考えていましたが、1 審判決ではT1、T2に関係なく、生産性とは仕様打ち合わせで取り決めた成形品が連続で取り出せる状態を差すとしてT1で成形品が取り出せたことについて問題にしませんでした。

しかし、今回の控訴理由書に証拠として提出されたトライ品画像説明にT1とT2で成形品が取り出せたとして画像付きで提出しました。画像を提出することは想定外でしたので、改めて(有)金田化成の金田豊氏（成形担当）にヒアリングを令和7年1月23日に行

いました。第3者の立会人同行でT1～T4のトライ状況について説明をしていただきました。

結論として、1回目と2回目のトライにおいて、画像にある成形品は取り出せていないこと、T3のトライで初めて形のある成形品が取り出せたこと、ガス焼けや割れがあったこと、T4でガス焼けや割れは改善されたが、反り、ヒケ、ウェルドなど見た目を確認できる状態であったと説明を受けました。

提出されたトライ品画像を金田氏に確認してもらったところ、ガス焼けや割れがあるので、T3の成形品ではないかと断定しました。

私も1回目と2回目のトライに立会いをしていますので、金田氏の説明どおり成形品が出来ていないこと、T3の成形品の中から見栄えが良いものを使い写真撮影をし、T1とT2のトライ品として改ざんしたものと推測します。

2回連続で金型に樹脂がつまり成形品が取り出せない状況を佐津川智規氏が覚えていないことはありえないと金田氏は発言したことで、代理人である弁護士の指示があつて虚偽の発言や捏造・改ざんした書類を作成した可能性が極めて高いと考えます。

金田氏も改ざんの指示をされなければ、佐津川智規氏がこのようなことはしないと断言しました。

そもそも、豊橋信用金庫職員立ち合いの場で納期遅延を認めていた状況から1カ月も経過しないうちに民事調停申立を行った。その際、納期を決めていないと主張することも、追加費用の請求についても、10回目のトライを隠蔽していることも不可解であった。佐津川が意図的に虚偽の内容を弁護士に伝え、訴訟に提出したとは考えにくい。特に10回目のトライについては佐津川智規氏本人が第3者のエコーテック三浦氏に10回目のトライを行っていることを調停申立後にメールで通知しているため、代理人弁護士に伝えていないことはまず考えられない。

また、トライ10回目の納品書、請求書が存在するため意図的に6月7日のトライを隠蔽しようと持ち掛けたのは代理人弁護士の可能性が極めて高い。

本訴以外に嘘メール事件として令和5年（レ）第171号慰謝料控訴請求事件判決（令和6年2月13日付、判決確定）を提訴したのは、本訴の証人尋問で前回の証言と同じ内容の証言をしなければならない。前回の証言を覚えて、間違えないように本訴での証人尋問で証言をすることは難しいため、虚偽の発言が露呈することを狙った訴訟でした。

特に金型の検収について、佐津川智規氏は一貫した主張がなく、検収条件が二転三転していることや改修見積書についても証言が曖昧で苦しい言い訳をしているだけでした。

また、佐津川会長が私に送ったメールについて弁護士の指示があつたことが記載されていることを当方弁護士から指摘されると、代理人弁護士は指示をしていないことを必死に否定する質問を尋問時にしていました。

本人調書、一部抜粋

波田野弁護士：それから、金型の補修費用ですかね。補修費用とかトライ費用、これについてはその佐津川モールドの方でこれについても請求しなきゃいけないという話があって、私から、いや、請求するのであれば、じゃあ、資料出してくださいっていうふうに、そうお願いしたんじゃないですか。

佐津川 智規：そうですね、はい。

波田野弁護士：私はその辺のこと分からないから、その佐津川モールドの方で費用請求しなきゃ、通常請求しているから、この件でも請求しなきゃいけないという話があって、じゃあ資料下さいっていう話をして、それで出てきたんじゃないんですか。

佐津川 智規：はい

波田野弁護士：そうですね

佐津川 智規：はい。

波田野弁護士：そうですね。

佐津川 智規：はい。

この質問がおかしいことがわかりますか？

通常、弁護士は、「メール文に記載されていることについて、どういう経緯でしたか？」などと質問しないといけない。証人に説明をさせないといけない場面で自分の関与を否定したいため、必死に同じような質問内容を2回繰り返し、同意を求め、相手が「はい」と答えると「そうですね」と2度言っていることがわかります。

返答をするにしても、「追加費用を請求するために作成したということですね。」など、回答についての質問となる。しかし、弁護士として捏造指示をしたことはどうしても否定したい気持ちが出てしまい、「そうですね」と同意を求めていることがわかります。

弁護士も人間であるため、シナリオにない想定外の事態において冷静に判断ができなくなる。これは虚偽の発言や隠蔽などを行っているため、話の辻褄が合わなくなっていることや、自分自身が捏造の指示をしたと指摘されたため、裁判官に対して否定するために必死でこのような質問をしたと思われます。相当焦っているため禁止されている誘導尋問になってしまったと考えます。

佐津川智規氏と佐津川勝利氏は代理人弁護士の指示を受け、改修見積書の捏造や虚偽の証言、トライ品画像の改ざんなどを行った可能性が高いと考えられます。

佐津川モールド社をかばうわけではありませんが、佐津川モールド社は弁護士の口車に乗せられ、訴訟を起こしたが1審判決のとおり、虚偽の主張、捏造書類などを提出、辻褄が合わない説明のため何1つ主張は通らず、訴えは全て却下されました。

遅延損害金を支払うぐらいなら訴訟を起こし、当社に金型残金などを支払わせようと、捏造見積書まで作成させ、訴訟を起こしたが、完全敗訴の結果となった。このままでは弁護士として立場がないと考え、せめて金型残代金だけでも回収できるように、今回のトライ品画像の捏造を佐津川智規氏にさせ、1回目で成形品が取り出せたことを協調させ、支

払い条件である「成形品ができ、生産性が確認できた場合」に該当すると主張したかったのだと思います。

民事調停申立を起こす前までは、会長は遅延損害金の支払いをする旨の通知を6/10に送っています。それから5日後に支払い義務がないと通知、6/27付で民事調停申立を起こした。この短期間に気持ちの変化が出ることは、明らかに弁護士の指示や口車に乗せられて訴訟をおこした可能性が高いと考える。

令和4年5月31日、豊橋信用金庫職員立ち合いでの納期遅延について協議をした。そのとき、納期遅延を認めているところから話はスタートしているので、納期を決めていないと民事調停時に主張すること自体がおかしい。\*5/31の録音データもしっかりとあるので言い逃れはできない。

相手弁護士は納期が存在していると非常にまずい（不利になる）ので納期を決めていないことにしようと佐津川勝利氏・智規氏に話を持ち掛けたと思われる。

\*佐津川モールド社から納期を決めてなかったということで訴訟をしましょうと提案することはありえない。

よって、今回は弁護士が隠蔽、改ざん、虚偽の主張をすることを指示していた可能性が極めて高いと断定しました。\*あくまでも私の考察です。

控訴審について

令和7年2月6日に弁論期日がありました。

1回で結審しました。令和7年4月10日に判決言い渡し。

今回の控訴審において、

**裁判長は、一審本訴原告代理人弁護士に対して、一審本诉被告の控訴に対する答弁書が提出されていない旨述べました。**

一審本訴原告代理人弁護士は、「失念していた。控訴棄却を求める。」旨口頭で陳述しました。

相手から控訴理由書に対する答弁書の提出がされませんでした。

と当方弁護士からの報告書に記載があり、驚きました。

これにより、佐津川は答弁書の提出は出来なくなり、当方の控訴理由書に対する反論がないと判断されます。一審判決が変更される可能性は極めて低くなります。逆に一審判決で債務不履行と認定されているため、当社に対して前金の返金がされるのか、逸失利益の上乗せがあるのか、ISOTなどの出展費用の返金が認められる可能性が出てきました。

\*ポケドラ訴訟については私の見解です。

以上